

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表（2025年7月）

No	件名 （原文の件名と異なる場合があります）	提言の概要		所管課	回答
1	特別職等の公務運転について	1	特別職の自家用車を公務で運転すること、また、特別職の公務中の運転を禁止にすることを提案。	総務課	職員自家用車の公用使用許可基準については、東御市職員安全運転管理規程第16条により公用車の確保ができず、かつ、公用使用が経済的かつ効率的と判断できる場合であるとしております。 提言いただいた特別職の公用使用は控えるべきという点については、危機管理の観点から今後も徹底してまいります。なお、公務中に移動頻度の多い市長については原則として専属事業者による公用車の運行を実施しております。 また、特別職の公務運転（通勤等を含む）すべてを停止するという提言については、移動距離や移動する時間帯など経済性及び効率性の観点から実施が難しい面がありますので、安全運転啓発及び運転管理を継続して行ってまいります。
2	市役所庁舎の防災について	1	市役所の防災対応について下記を提案。 ①電気系統の点検 ②初期消火のためのスプリンクラーの設置 ③地域防災計画に市役所火災編を策定すること ④業務継続計画（BCP）の火災編の策定 ⑤非常用発電機の24時間耐久試験の実施	総務課	①電気設備については、保安業者が毎月一回点検しておりますが、ショートによる火災原因とならないように執務室内のコンセント廻りなどの清掃について周知していきます。 ②消防法で設置義務がなく、自動火災報知設備による感知器が整っていることから、現状スプリンクラーの設置は考えておりません。 ③④地域防災計画は、市民全体へ影響する災害等に関する対応体制を定めるものですので、地域防災計画に定めることは、趣旨に沿いません。 業務継続計画は、災害発生時に市役所の優先的に実施すべき業務を定める必要があるものであり、市役所の火災発生時には災害時に準じた対応をすることが同計画で定められており、火災編として個別に作成の予定はありません。 ⑤東御消防署へ確認しましたが、消防法ではご指摘のような負荷試験の義務付けはなく、屋内消火栓の起動負荷試験は実施しておりますが、サーバー等の非常用発電と兼ねているため、24時間耐久試験は実施できません。
3	国民健康保険限度額適用認定証の更新手続きに関する広報について	1	医療機関でのオンライン資格確認システムの導入に伴い、一定の確認ができれば、国民健康保険限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が原則不要となったが、マイナンバーカード未登録者やマイナンバーカード健康保険証未登録者については申請が必要か否かの記載がないため、明確に理解できる広報を提案。	市民課	国民健康保険限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きにつきましては、市報とうみ7月号でご案内したとおり、原則不要ですが、申請が必要な場合は、以下のとおりとなります。 ①医療機関等で認定証の持参が必要と言われた場合 ②被保険者が市民税非課税者等の期間で直近12か月の入院日数が90日を超えている場合 ③国保税の滞納がある世帯の場合 上記の場合は、マイナ保険証（健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード）を持っている持っていないに関わらず、申請をお願いしております。 マイナ保険証を持っているかどうかについての記載がなかったため、分かりにくい記事となっておりましたので、今後は被保険者の方の状況に考慮した分かりやすい記事となるよう心がけてまいります。
4	文書館文化財・収蔵文書等講座の開催について	1	文書館におけるイベントとして下記を提案。 ①文化財、収蔵文書等の講座の開催 ②遺跡等をテーマにした考古学フォーラムの開催 ③神明造を思わせる本施設での「アーキオロジーカフェ」、「縄文土器カフェ」等の開催	文化・スポーツ振興課	昨年度は新たな試みとして梅野記念絵画館・ふれあい館にて「久保在家遺跡展 Part2」を開催し、文書館所蔵の縄文土器等の遺物を展示するなど、広く情報発信を行いました。文書館は、現時点で専門的な人材が不足しており、人材の確保・育成に努めているところであります。 引き続き、市内の貴重な文化資源の活用については文化財保護審議会や文書館運営委員会の委員など専門的知見を持つ有識者の意見を仰ぎながら、定期的な講座開設や地域の文化資源の幅広い活用について探ってまいります。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表（2025年7月）

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要		所管課	回答
5	教員による児童生徒への性暴力について	1	全国的に教員による児童生徒への性暴力がなくなるという現状を受けて、東御市は下記について対応することを提案。 ①性暴力行為が原則として懲戒免職対象であることや同意や暴行の有無に関係なく処分されることを周知するため、教員性暴力等防止法および基本指針に基づく研修を実施すること。 ②性暴力の未然防止を図るため、教師と児童生徒とが第三者の目が行き届かない場面となることをできる限り減らすこと。 ③密室状態を避けるため、執務環境を見直すとともに、組織的な教育指導体制を整備すること。 ④教室やトイレ、更衣室などの定期的な点検や整理整頓を徹底し、カメラなどが設置できない環境を整えること。 ⑤教師が児童生徒と私的にSNSでやりとりを行うことや、個人の端末で児童生徒を撮影すること、さらに学校所有等の端末であっても管理職の許可なく学校外に持ち出すことを禁止すること。 ⑥児童生徒や教師等に対して定期的なアンケート調査を実施すること。 ⑦被害を受けた児童生徒や保護者が安心して相談できる体制を整えること。 ⑧教育委員会等が設置する相談窓口等を児童生徒や保護者へ明確に周知すること。 ⑨相談が寄せられた際には、警察などの関係機関と速やかに連携して、適切に対応すること。 ⑩教員による性暴力が発生した際には、防止法と指針に基づき、原則として懲戒免職とするなど厳しく処分すること。	教育課	「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」（令和7年7月1日付7文科初第904号）については、市教育委員会から市内小中学校あてに周知し、内容の徹底を図っており、提案いただいた①から⑩に対する状況については下記のとおりとなっております。 ① 県教育委員会から令和7年4月に「非違行為防止研修の実施について」の通知があり、市内小中学校で「非違行為防止研修実施計画書」を作成し、研修を進めております。また、年度末には各校において実施報告書を作成し、県教育委員会へ報告することになっております。なお、令和6年度においては、各校で教師による児童生徒性暴力等の防止のための研修を実施しております。 ②、③ 県教育委員会から平成20年度に「なくそうスクールセクハラ」、令和元年度に「自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書」の通知があり、各校ではそれらの通知に基づき「外から見えない状態で児童・生徒と1対1にならないような校内環境を整える」ことを進めております。 ④ 各校では、教職員による日直当番が毎日巡視し、また日直当番と別に教頭、校長により校内巡視を行い、カメラ等の設置がないか確認をしております。 ⑤ 私的なやりとり、私的端末での撮影や学校端末内の情報の学校外への持ち出しについては、すでに各校で禁止しており、学校端末や情報の持ち出しについては情報機器の取り扱いとして出来ないようにしております。 ⑥ 毎月1回、児童生徒及び教職員に対し、いじめや体罰などの項目を含めた学校生活アンケートを実施しております。 ⑦ 各校で学校におけるすべての相談の窓口を定め、保護者や児童生徒に周知しております。 ⑧ 年度当初に「東御市子どもSOS相談ダイヤル＆フォーム」の相談電話のカードを配布して周知をしております。 ⑨、⑩ 相談があった場合は迅速に対応し、事案が発生した場合は厳正に対処してまいります。
6	多文化共生社会を目指す東御市宣言について	1	長野県が県内に暮らしている外国人の生活全般や外国人材の受入に対して総合的に対応する部署を設置した。これを受けて、東御市長、東御市議会議長、東御市人権尊重のまちづくり審議会長は、連盟で「排他主義、排外主義を否定し多文化共生社会を目指す東御市宣言」を行うことを提案。	人権同和政策課	多文化共生社会を目指すには、東御市人権尊重のまちづくり条例第1条の目的のとおり、「差別のない真に人権が尊重されるまちづくり」を行っていくこと、並びに、「平和と人権を守る都市宣言」の「人種、民族、宗教、いかなる違いも乗り越え、互いに尊重し、思いやりの心と勇気を持って、だれもがその人らしく生きられる社会」を行政、地域、市民、事業者が取り組んでいくことが大切であると考えております。ご提案いただいた内容につきましては、今後の参考とさせていただきます。
7	とうみレッツ号の人口カバー率について	1	「定時定路線バス」の人口カバー率に関し、都市計画マスタープランでは37.1%、公共交通担当機関の回答では36.8%と異なる数値が示されているため、使用資料や計算方法の違いについて、都市計画および公共交通の両担当機関が明らかにすることを提案。	商工観光課 建設課	人口カバー率の数値の差異は、算出条件の違いによるものです。東御市地域公共交通計画における「定時定路線バスの人口カバー率36.8%」は、バス停から300mの範囲を対象に集計した結果です。（国土交通省都市局では徒歩でのバス停アクセス圏は300mとしています）一方、都市計画マスタープランの検討資料における「公共交通徒歩圏人口カバー率37.1%」は、バス停から200mの範囲に加え、鉄道駅から500mの範囲を対象に集計した結果です。 なお、都市計画マスタープランにおいても、当初バス停から300mに設定していましたが、都市計画マスタープラン策定に関する検討委員会において「徒歩圏の範囲設定においては、東御市は傾斜地であることを考慮すべき」という意見が出され、それを反映したものです。（商工観光課、建設課）
		2	「とうみレッツ号」の人口カバー率が99.9%とされていることについて、その根拠となる資料や計算方法を両担当機関が明示することを提案。		デマンド交通エリア内居住者（30,112人）÷総人口（30,122人）×100で算出しております。※令和2年国勢調査による実績値。（商工観光課） デマンド交通は市内の移動手段を補完する重要な役割を担っており、都市計画マスタープランや立地適正化計画においても、その位置付けや役割を明記していくことが必要であると認識しています。今後とも、庁内で連携を図りながら、情報整理と計画への反映に努めてまいります。（建設課）

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表（2025年7月）

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要		所管課	回答
		3	都市計画マスタープラン担当機関から、「公共交通徒歩圏人口カバー率」の課題を東御市地域公共交通計画へ提起することを提案。	建設課	都市計画マスタープラン等の策定にあたっては、地域の生活を支える公共交通のあり方を重要な課題として位置付けています。地域公共交通計画においても定時定路線バスの人口カバー率の課題が掲げられており、定期的な利用ニーズ調査等を通じた見直しを進めることとされていますので、こうした取組と連携しながら、持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築に取り組んでまいります。（建設課）
		4	地域公共交通計画担当機関は、「準幹線・支線公共交通軸」を改善することを提案。	商工観光課	準幹線・支線公共交通軸については、定時定路線バスの路線を基に設定したものです。準幹線・支線公共交通軸の基となる路線バスの路線の見直しにあたっては、今後も地域住民のニーズ等を踏まえたうえで検討してまいります。（商工観光課）
8	病院会計の決算書類貸借対照表の公表について	1	東御市民病院の経営状況を明らかにするため、病院会計の決算書類である、「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」「付属明細書」を公表することを提案。	市民病院	東御市病院事業会計の決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）につきましては、現在、希望される方に対して、有償ではありますがお渡ししております。 なお、ホームページへの掲載等による公表はしておりませんが、公表方法も含め、今後検討してまいります。
9	リチウム蓄電池の回収・クールシェアスポットの案内について	1	発火等の危険があるリチウム蓄電池について、環境省の通知（2025年4月15日）を踏まえ、市町村が回収を行うことを広報することを提案。	生活環境課	1 市では、令和7年8月1日から小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の拠点回収を開始しました。 回収場所及び時間は、東部クリーンセンター及び市役所本庁舎1階生活環境課で、土日・祝日・年末年始を除く開庁時間に実施しております。 また、本件に関する広報は、市報とうみ、市HP、市公式LINE、はれラジにて行いましたが、今後にも必要に応じて各種媒体を用いて実施してまいります。（生活環境課）
		2	市内8施設（東御市役所（本庁舎）、東御市総合福祉センター、東御市立図書館、東御市中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧公民館）について、どのエリアやスペースが「クールシェアスポット」なのか、各施設の管理機関と連携し、具体的に市民に周知することを提案。		2、3 今年度の状況を見ながら、来年度に向け関係機関で検討してまいります。（生活環境課）
		3	上記8施設において、入り口に案内図を掲示するとともに、「クールシェアスポット」への誘導表示を施設内に設置することを提案。		4 長野県内で熱中症警戒アラートが発表された際には、今年度から東御市の公式ラインの「生活・安全情報」で、自動配信を開始しております。 今後も熱中症予防に関する周知啓発を行ってまいります。（健康推進課）
		4	長野県内で熱中症警戒アラートが発表された際には、県レベルで予防情報を発信すべきであることを提案。	健康推進課	5 高齢化・核家族化の進行等により、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が年々増加する中、自動車免許の返納等により移動手段が制限され自宅に閉じこもりがちになり、生活機能等の低下がみられる高齢者が増えている状況にあります。 そのような中、市では自宅に閉じこもりがちな高齢者が要介護状態になることを予防することや、暑さに負けない体づくりを促進するため、総合福祉センターや各地区公民館等において介護予防教室や通所型サービス等を実施しており、これら介護予防事業等を行うことにより、クールシェアスポットの利用促進にも取り組んでおります。
		5	単身高齢者やエアコン未設置者、自家用車を持たない人などを対象に、福祉車両による送迎支援を行い、クールシェアスポットの利用を促進することを提案。	福祉課	また、令和7年10月より、移動手段がなく自宅に閉じこもりがちな高齢者を主な対象者とし、公共交通機関等を活用した外出や他者との交流等により、外出を習慣づけることを目的とした、外出支援に特化した通所型サービスを開始することとしております。このサービスを利用することで、送迎支援が無くても、クールシェアスポットを含め、自ら希望する場所へ外出できるようになることが期待されますので、介護予防事業等と併せ、本サービスの周知及び利用促進に取り組んでまいります。（福祉課）

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表（2025年7月）

No	件名 （原文の件名と異なる場合があります）	提言の概要		所管課	回答
10	プレスリリース更新ごとの新着情報発信について	1	プレスリリースは報道機関向けの情報発信であるが、市民への情報発信の一環として、プレスリリースが更新されるたびに新着情報として通知することを提案。	企画振興課	1 今後、プレスリリースを更新する際に、新着情報として通知いたします。 2 システム設定に起因して掲載日にずれが生じておりました。再発防止のため設定内容を見直し、適切な運用・表示に努めてまいります。 3 現行仕様では、該当ページを再更新すると新着情報も更新され、一覧には新しい情報のみが表示されるため、過去分が見えにくくなる場合があります。改善可能な掲載方法を庁内で周知し、適切な更新と表示の改善に取り組んでまいります。
		2	プレスリリースについて、実際の更新日と新着情報の掲載日にずれが生じているため、原因を明らかにし、改善を図ることを提案。		
		3	新着情報で掲載したサイトについて、サイト内の情報更新によって新着情報一覧から消滅するケースがあるため、原因の特定と改善を提案。		
11	市県民税(家屋敷課税)における調査について	1	市県民税(家屋敷課税)における調査票について、書留郵便でないうえ、「重要」などの注意書きも無かったため、緊急性に気づけなかった。さらに、調査票が手元に届いたのは提出期限2日前であり、期限まで短すぎるため改善を期待したい。また、前年度に固定資産税の算出のため来訪があったが、その際に市県民税(家屋敷課税)における調査について説明し、必要書類を入手することで手間も省け、納税者の負担も少なくなると考える。	税務課	家屋敷課税は、毎年5月に調査をさせていただき、そのご回答により税を確定し、納税いただいている市県民税であります。 ご指摘のとおり、本年度の調査期間が8日余りと大変短い期間となりましたことに対し、深くお詫び申し上げますとともに、次年度以降は、納税者の皆様の立場を十分考慮させていただき、調査期間に余裕を持ち、調査をお願いしてまいります。今後、税務課といたしましても、課内の連携を図り市民の皆様の利便性向上に努めてまいります。
		2	上下水道の請求書について、支払いまでの猶予期間が短いように感じる。また、水道料金・下水道使用料のお知らせと納入書を別々に送付する理由はなぜか。	上下水道課	上下水道の請求書につきましては、貴重なご意見として承ります。 お知らせと納入通知書の別送付につきまして、まずお知らせは、ご要望いただいた方のみにお送りしております。 そのため、お知らせと納入通知書の作成は別々の作業となり、事務の効率化及び誤送付を防ぐ観点から、多くの納入通知書の中から抜き出し、同封することは省略させていただいておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
12	2拠点居住におけるごみの処分について	1	東御市では、ごみ集積所の利用には自治会加入が必要であり、さらに市営のごみ処理施設は土日に利用できないため、2拠点居住者が適切にごみを処理する手段が限られている。特に列車利用者にとって、生ごみの持ち帰りは現実的ではない。2拠点居住者も税負担をしている以上、基本的な生活サービスの利用が可能であるべきである。東御市が2拠点居住から定住化を促進するのであれば、自治会非加入者でも利用可能な、休日対応のごみ出し施設の整備を検討してほしい。	生活環境課	東御市のごみ処理施設である東部クリーンセンターは、平日及び毎月第1日曜日の午前9時～12時と午後1時～3時に、ごみの受け入れを行っております。 なお、東部クリーンセンターへごみ・資源物を持ち込む場合は、事前に分別を行っていただきますようお願いします。 詳細につきましては、市ホームページをご確認いただくか、クリーンリサイクル係へ直接ご連絡をいただきますようお願いいたします。
13	子育て支援について	1	子育て支援として実施している、5万円分のギフト券の配布や一時預かりサービスはとても助かっている。引き続き子育て支援をお願いしたい。	子ども家庭支援課	こども商品券の贈呈事業(子ども・子育て応援事業)につきまして、ご活用いただきありがとうございます。市内で利用できる店舗の拡大や、贈呈対象者の方へアンケートを実施しご意見を伺いながら、より良い事業となるよう引き続き取り組んでまいります。 また、一時預かりにつきましても、ご利用ありがとうございます。多くの方に一時預かりをご利用いただけるよう、事業のさらなる周知を図ってまいります。
14	就学奨励費の運用について	1	就学奨励費において、同じ学校行事の欠席であっても修学旅行のキャンセル料は支給対象となるが、①校外活動費(社会見学やスキー教室)のバス代は支給対象外であるのはなぜか。どちらも家庭に実費負担が発生しているため、対応に差がある理由が知りたい。②また、児童生徒や保護者が不公平感を抱かないよう、実態に即した公平な運用に見直すことを提案。 ③さらに、不登校により当初から行事に参加とされていた児童生徒に対してもバス代が請求されているため、市内小中学校や市立保育園で統一的な運用がなされているのか知りたい。④また、保護者が不公平感を抱くことがないよう運用を検討してほしい。	教育課	就学奨励費につきましては、東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱及び文部科学省作成による事務処理資料を基に支給をしております。 ① 校外活動費につきましては、参加した児童生徒を対象として校外活動に参加するために必要な交通費等が支給対象となります。また、現状としましては、欠席した児童生徒のキャンセル料については、校外活動費の補助対象としておりません。 ただし、修学旅行費につきましては、保護者の費用負担が大きいため、キャンセル料の一部について補助を行うこととしております。そのため、校外活動費と修学旅行費の取り扱いが異なっております。 ② 制度の運用につきましては、他市の状況を確認しながら検討してまいります。 ③ 市内小中学校では、交通費(借上バス代、有料道路代、駐車場代等)は参加者人数により業者の請求額が異なるものでないという性質上、原則として、校外活動への参加の有無に関係なく保護者から旅行貯金の徴収を行っております。 保育園につきましては、現在のところ遠足等のバス代は全て市が負担しており、保護者への請求はございません。 ④ 他市の状況を確認しながら、検討してまいります。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表（2025年7月）

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要		所管課	回答
以下、回答不要もしくは匿名					
15	保育料無償化について	1	令和6年に始まったこども商品券は大変ありがたかった。今後も継続してほしい。また、0歳から2歳児の保育料無償化を検討してほしい。可能であれば第一子から実施してほしい。東御市民が市内の保育所に通う場合のみという条件があってもよい。	子ども家庭支援課 保育課	今後の市政への参考にさせていただきます。
16	保育園の入退管理について	1	近隣自治体では、保育園の入退管理でQRコードを導入していると聞いたので、東御市についても早急に進めてもらいたい。	保育課	
17	祇園祭のこども神輿について	1	熱中症が心配されるため、祇園祭のこども神輿の時間帯を夕方へ遅らせるなど対応してほしい。	商工観光課	
18	まちづくりについて	1	子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちの実現のため、安全な歩道や鍵付き自転車置き場、2時間に1本でも走るバス、明るい公園や夜でも安心な高架下トンネルなど、日常生活を支える環境を整えてほしい。 快適な日常や祭りなどの行事を大切に、公正な判断でまちづくりを進め、共に素敵な未来の東御市を育てていきたい。	企画振興課	